

平成24年11月21日  
室蘭ガス株式会社

## 供給約款変更認可申請について

平素は、当社の都市ガス事業にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社は、本日11月21日北海道経済産業局長に対し、ガス事業法に基づき原料費調整制度の導入やガス料金の改定などを内容とする「供給約款変更認可申請書」を提出いたしました。

現在、当社の天然ガスは苫小牧市勇払産の国産天然ガスを主原料として供給しておりますが、近年の環境意識の高まりなどからの天然ガス需要増加に国産天然ガス生産が追い付かず、需給バランスがひっ迫する事態が続いており、今後においてもこの状況は続くものと予想されます。

この為、当社ではお客さまへの都市ガスの安定供給を目的として、従来の国産天然ガスに加えて海外から輸入する液化天然ガスを原料として使用することといたしました。

この度の料金改定は、輸入液化天然ガスの大幅な値上げによるガス料金原価見直しと、経済情勢変化の影響を受けやすい輸入液化天然ガスの価格変動を、ガス料金価格に迅速に反映させるための「原料費調整制度」の導入により行うものです。

今後は業務全般の更なる効率化を図ることにより、都市ガスの安定供給、お客さまへの安心・安全を確保する保安の維持管理等、お客さまサービスの向上とガス料金の安定維持に努めてまいりますので、引き続きご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

以上

【別紙】

供給約款変更認可申請書の内容

1. 平均改定率

□小口部門平均単価（46MJ/m<sup>3</sup>、税抜き）

	申請料金	現行料金	改定率
小口部門平均単価（円/m <sup>3</sup> ）	229.57 円	215.26 円	6.65%

□小口部門平均単価（100.4652MJ/m<sup>3</sup>、税抜き）

	申請料金	現行料金	改定率
小口部門平均単価（円/m <sup>3</sup> ）	482.38 円	450.10 円	7.17%

※小口部門とは、年間10万m<sup>3</sup>以上の大口部門を除いたものです。

○供給約款平均単価（46MJ/m<sup>3</sup>、税抜き）

	申請料金	現行料金	改定率
供給約款平均単価（円/m <sup>3</sup> ）	289.04 円	270.64 円	6.80%

○供給約款平均単価（100.4652MJ/m<sup>3</sup>、税抜き）

	申請料金	現行料金	改定率
供給約款平均単価（円/m <sup>3</sup> ）	507.55 円	473.51 円	7.19%

※供給約款とは、小口部門から選択約款（暖房・空調等利用）のお客さまを除いたものです。

2. 一般家庭における1ヶ月あたりのガス料金比較（税込み）

	平均使用量	申請料金	現行料金	改定額
46MJ 地区	1.4 m <sup>3</sup> /月	4,448 円	4,106 円	342 円
100.4652MJ 地区	5.7 m <sup>3</sup> /月	3,181 円	2,954 円	227 円

※平均使用量：家庭用のガスをご使用いただいているお客さまの1ヶ月平均使用量（平成23年度実績）

### 3. 原料費調整制度について

原料価格は、為替レートや原油価格の動きによって変動するため、原料費の変動に応じてガスの1立方メートルあたりの単位料金を毎月調整するしくみです。

単位料金の調整は、貿易統計に基づき3～5ヶ月前の3ヶ月間の「平均原料価格」を算出し、料金改定時に設定した「基準平均原料価格」に対して変動した場合、変動額100円につき基準単位料金の単位流量あたりの単位料金を調整します。

ただし、平均原料価格が基準平均原料価格の1.6倍を超えて変動した場合、上限値として基準原料価格の1.6倍を限度といたします。

原料費調整制度の導入により、原料価格の変動がガス料金に反映される期間が短縮されるとともに、毎月実施することによって料金変動の平準化がはかられます。

### 4. 供給区域の減少

室蘭市崎守町の一部、陣屋町、幌萌町について供給区域から減少します。

### 5. 実施予定日

平成25年4月1日実施予定

以上